

流域下水道管の緊急点検の実施

埼玉県で発生した道路陥没事故を受け、島根県が管理する流域下水道管の県独自の緊急点検を実施します。

1. 経緯と対応

- 埼玉県での事故を受け、1月29日、国土交通省は「30万 m^3 /日进行处理できる下水処理場に接続する直径2m以上の下水道管」を対象とした緊急点検を要請
- 県の流域下水道は処理場の処理能力が30万 m^3 /日未満のため、緊急点検の対象ではないが、県独自の緊急点検を実施する
- なお、道路の路面状況については、埼玉県での事故後に、流域下水道管を埋設している全ての区間について目視による点検を実施し異常は認められなかった

2. 実施概要

- (1) 実施日時
令和7年3月
- (2) 実施箇所
直径2m以上の管（延長5.6km）のうち硫化水素が発生する原因となる、流れが乱れやすい合流点、折点となっている松江市内のマンホール4箇所
- (3) 実施方法
マンホールの底に人が入り目視可能な範囲で管の劣化状況を点検

3. 参考

- (1) 本県の流域下水道の概要

処理区	計画汚水量 (m^3 /日最大)	管路延長 (km)	供用開始
東部処理区 (松江市、安来市)	80,875	39.01	S56
西部処理区 (松江市(宍道町)、出雲市)	59,200	35.69	H1
合 計	140,075	74.70	

- (2) 点検実施状況

すべての流域下水道管を対象として、5年に1回の点検及び補修を計画的に実施している。